

## 草津市議員報酬および特別職給料審議会次第

日 時 令和6年2月16日（金）  
午後1時30分  
場 所 市役所4階 行政委員会室

1 開 会

2 審議事項 資料1 資料2  
・ 議員報酬および市長等特別職の給料額の改定について

3 閉 会

# 令和5年度 第2回草津市議員報酬および特別職給料審議会説明資料

## 1. 第1回審議会における主な意見等

### 意見1 民間企業における賃金アップ【春闘（昇給分含む）】

中小企業で賃上げができない企業や賃上げを行っても防衛的賃上げのみの企業がある状況だが、今春のサラリーマンの賃金については、3%程度の引上げがあり、それ以上に物価上昇もあった。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	2.38%	2.14%	2.11%	2.26%	2.18%	2.00%	1.86%	2.20%	3.60%
県内	2.14%	1.90%	1.80%	2.02%	1.82%	1.83%	1.83%	1.92%	2.91%

（出典：厚生労働省 HP、「民間主要企業春季賃上げ集計（平成27年-令和5年）」）

### 意見2 公務員一般職の給与改定の状況【人事院勧告（昇給分含まない）】

平成27年から5年連続で月例給のプラス改定が続いている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、令和2年、令和3年は据え置きとなっていたが、令和4年、令和5年は、増額改定となった。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国	0.36%	0.17%	0.15%	0.16%	0.09%	—	—	0.23%	0.96%
県	0.42%	0.26%	0.17%	0.24%	0.11%	—	—	0.28%	0.98%

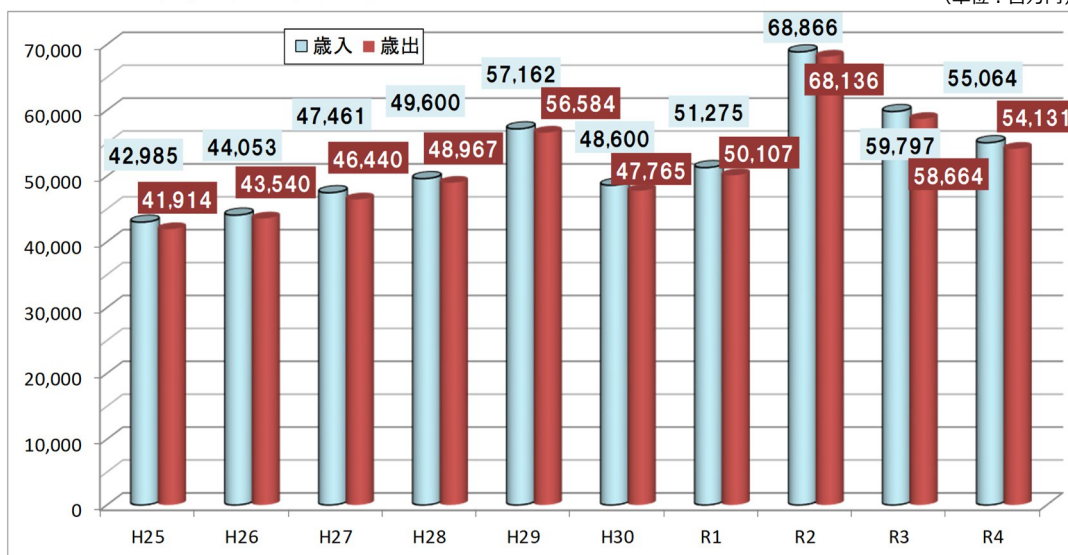
（出典：人事院 HP、「人事院勧告（令和5年人事院勧告,過去の人事院勧告）」）

### 意見3 市の財政状況

草津市は税金を使って市政運営をしているため、予算や決算等の状況を勘案して考える必要がある。

一般会計・決算額の推移 直近10年間(H25～R4)

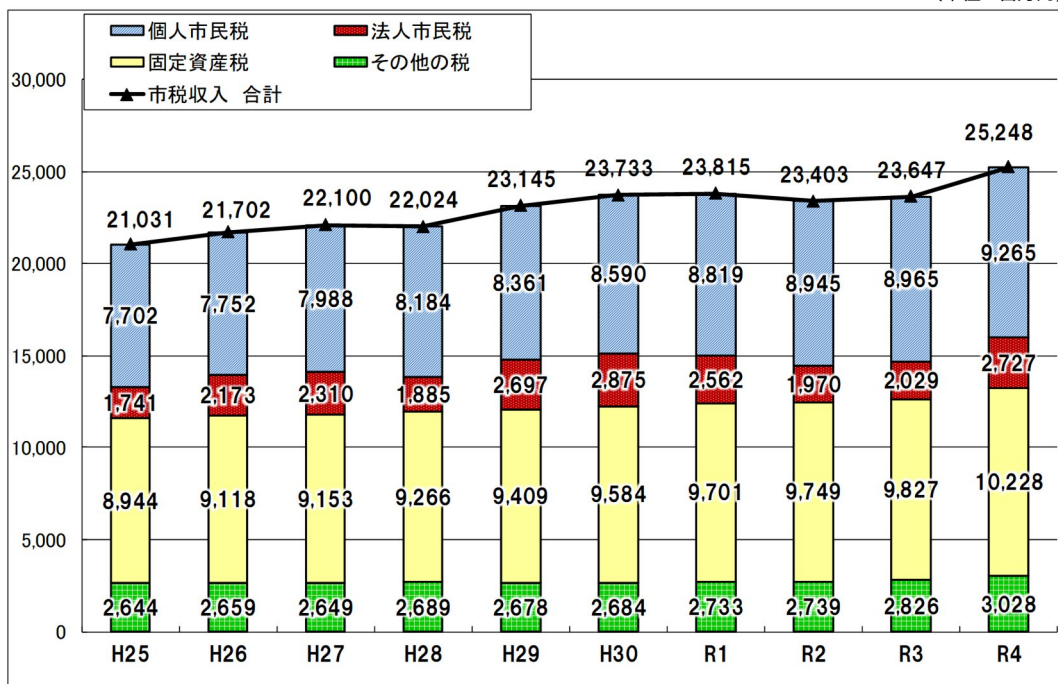
(単位：百万円)



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
歳入	42,985	44,053	47,461	49,600	57,162	48,600	51,275	68,866	59,797	55,064
対前年伸び率	6.5%	2.5%	7.7%	4.5%	15.2%	-15.0%	5.5%	34.3%	-13.2%	-7.9%
歳出	41,914	43,540	46,440	48,967	56,584	47,765	50,107	68,136	58,664	54,131
対前年伸び率	6.1%	3.9%	6.7%	5.4%	15.6%	-15.6%	4.9%	36.0%	-13.9%	-7.7%

# 一般会計・市税収入決算額の推移 直近10年間(H25～R4)

(単位：百万円)



上段：決算額 下段：対前年伸び率

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
個人市民税	7,702	7,752	7,988	8,184	8,361	8,590	8,819	8,945	8,965	9,265
	0.1%	0.6%	3.0%	2.5%	2.2%	2.7%	2.7%	1.4%	0.2%	3.3%
法人市民税	1,741	2,173	2,310	1,885	2,697	2,875	2,562	1,970	2,029	2,727
	-3.3%	24.8%	6.3%	-18.4%	43.1%	6.6%	-10.9%	-23.1%	3.0%	34.4%
固定資産税	8,944	9,118	9,153	9,266	9,409	9,584	9,701	9,749	9,827	10,228
	1.1%	1.9%	0.4%	1.2%	1.5%	1.9%	1.2%	0.5%	0.8%	4.1%
その他の税	2,644	2,659	2,649	2,689	2,678	2,684	2,733	2,739	2,826	3,028
	7.5%	0.6%	-0.4%	1.5%	-0.4%	0.2%	1.8%	0.2%	3.2%	7.1%
市税収入 合計	21,031	21,702	22,100	22,024	23,145	23,733	23,815	23,403	23,647	25,248
	1.1%	3.2%	1.8%	-0.3%	5.1%	2.5%	0.3%	-1.7%	1.0%	6.8%

( 令和4年度草津市決算概要より )

## 2. 前述を踏まえた議員報酬等の改定案

◀現行▶

	議長	副議長	議員	市長	副市長
改定前	558,000円	492,000円	443,000円	926,000円	779,000円
類似団体平均	561,486円	502,925円	468,976円	941,190円	782,768円



**改定案** 前回改定後の平成27年以降の人事院勧告の市行政職給料表7級（部長級）の給与改定率を踏まえた改定【改定率0.97%】

	議長	副議長	議員	市長	副市長
改定後	563,000円	497,000円	447,000円	935,000円	787,000円
<b>改定額</b>	<b>5,000円</b>	<b>5,000円</b>	<b>4,000円</b>	<b>9,000円</b>	<b>8,000円</b>
類似団体平均	561,486円	502,925円	468,976円	941,190円	782,768円

◀参考▶人事院勧告改定率（国行政職給料表7級・市行政職給料表7級（部長級））

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
0.27%	0.10%	0.10%	0.10%	—	—	—	—	0.40%

➡ “議員報酬等”×“H27改定率”×“H28改定率”×“H29改定率”×“H30改定率”×“R5改定率”  
= 「0.97%改定率」

**考え方** 過去の報酬額の改定において、国の人事院勧告に準拠した一般職の給与改定を一定考慮して改定していること、および平成26年以降の人事院勧告は、若年層に重点を置いた引き上げとなっていることを踏まえ、市の一般職で職階が最も高い部長級（給料表7級）の平成27年以降の人事院勧告の給与改定率を積み上げる

**参考** 前回改定後の平成27年以降の人事院勧告の給与改定率を踏まえた改定【改定率2.14%】

	議長	副議長	議員	市長	副市長
改定後	570,000円	503,000円	452,000円	946,000円	796,000円
<b>改定額</b>	<b>12,000円</b>	<b>11,000円</b>	<b>9,000円</b>	<b>20,000円</b>	<b>17,000円</b>
類似団体平均	561,486円	502,925円	468,976円	941,190円	782,768円

◀参考▶人事院勧告改定率（国行政職給料表全体）

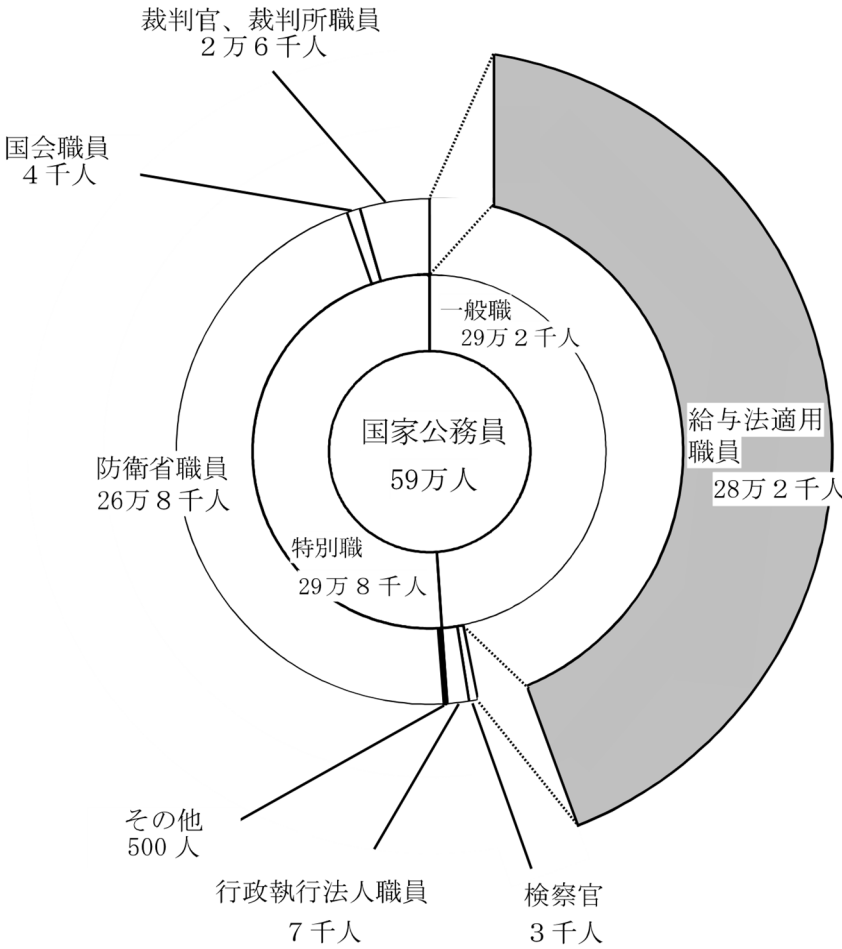
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
0.36%	0.17%	0.15%	0.16%	0.09%	—	—	0.23%	0.96%

➡ “議員報酬等”×“H27改定率”×“H28改定率”×“H29改定率”×“H30改定率”×“R1改定率”  
×“R4改定率”×“R5改定率”= 「2.14%改定率」

# 国家公務員の給与

(令和5年版)

【抜粋】



内閣官房内閣人事局

## 最近の給与改定の主な内容

### ○平成23年度

(人事院勧告に係る給与改定)

- ・官民較差(△0.23%、899円)を解消するため、中高年齢層の俸給月額を引下げ
- ・経過措置額を平成26年4月に全額廃止、それを原資に昇給回復措置(平成24年4月、平成25年4月は経過措置所要額の自然減少分を原資に昇給回復措置)

### ●給与減額支給措置(措置期間:平成24年4月～平成26年3月末)

次に掲げる支給減額率に応じて、国家公務員の給与を減額して支給

・俸給月額

課室長以上(指定職、行(一)10～7級) △9.77%

本省課長補佐・係長(行(一)6～3級) △7.77%

係員(行(一)2、1級) △4.77%

※ その他の俸給表適用職員については、行(一)に準じた支給減額率

- ・俸給の特別調整額(管理職手当) 一律△10%
- ・期末手当及び勤勉手当 一律△9.77%
- ・地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

### ○平成24年度

(ベア関係)

- ・以下の諸事情を踏まえ、官民較差(△0.07%、273円)に基づく月例給の改定なし
  - ・従来、較差が小さく俸給表等の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること
  - ・給与減額支給措置による減額後は民間給与を下回っていること(7.67%、28,610円)、給与改定・臨時特例法に基づく減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われていること
- ・期末・勤勉手当の支給月数(現行3.95月)は民間の支給割合(3.94月)と均衡しており、給与減額支給措置が行われていることも勘案し、改定を見送り

(昇給・昇格制度の改正)

- ・55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止(平成26年1月1日から実施)
- ・高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減(人事院規則事項、平成25年1月1日から実施)

### ○平成25年度

(ベア関係)

- ・減額前の較差(0.02%、76円)が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り
- ・期末・勤勉手当の支給月数(現行3.95月)は民間の支給月数(3.95月)と均衡しており、給与減額支給措置が行われていることも勘案し、改定なし
- ・給与減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、平成24年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断

(その他)

- ・給与減額支給措置については、法律の規定のとおり、平成26年3月31日をもって終了
- ・給与体系の抜本改革への取組
  - ① 地場の賃金をより公務員給与に反映させるための見直し
  - ② 50歳台後半層の官民の給与差を念頭に置いた高齢層職員の給与構造の見直し
  - ③ 職員の能力・実績のよりの確な処遇への反映

## ○平成26年度

(ベア関係)

- ・官民較差 (0.27%、1,090円) を解消するため、初任給・若年層に重点をおいた俸給月額の上上げ
- ・勤勉手当を0.15月分引上げ (勤務実績を的確に処遇に反映するため勤勉手当を引上げ) 等
- \*これらの結果、職員の平均年間給与が7年ぶりに増加 (1.2%)
- ・交通用具使用者に係る通勤手当の改定

(給与制度の総合的見直し) (平成27年4月施行、平成30年4月完全実施)

- ・地域間・世代間の給与配分の見直し
  - ・俸給表水準を民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえ平均2%引下げ
  - その際、初任給等は引下げなし、50歳台後半層が多い号俸は最大4%程度引下げ
- ・地域手当の支給地域・支給割合の見直し
- ・職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定
  - ・広域異動手当の引上げ、単身赴任手当の引上げ、管理職員特別勤務手当の対象勤務拡大

(その他)

- ・再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給
- ・気象データの更新に基づく寒冷地手当の支給地域の見直し

## ○平成27年度

(ベア関係)

- ・官民較差 (0.36%、1,469円) 解消のため、初任給・若年層に重点をおいた俸給月額の上上げ
- ・地域手当の支給割合を0.5%~2%引上げ
- ・勤勉手当を0.1月分引上げ

(給与制度の総合的見直し)

- ・平成28年度において実施する措置
  - ・地域手当の支給割合を給与法に定める割合に引上げ
  - ・単身赴任手当の基礎額を30,000円に、加算額の限度額を70,000円に引上げ

## ○平成28年度

(ベア関係)

- ・官民較差 (0.17%、708円) 解消のため、初任給・若年層に重点をおいた俸給月額の上上げ
- ・本府省業務調整手当の手当額を引上げ (係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)
- ・勤勉手当を0.1月分引上げ

(その他)

- ・配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額まで減額 (13,000円→6,500円) し、子に係る手当額を引上げ (6,500円→10,000円)
- ・専門スタッフ職俸給表に4級を新設
- ・給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ

## ○平成29年度

(ベア関係)

- ・官民較差 (0.15%、631円) 解消のため、初任給・若年層に重点をおいた俸給月額の上上げ
- ・本府省業務調整手当の手当額を引上げ (係長級: +900円、係員級: +600円)
- ・勤勉手当を0.1月分引上げ

(給与制度の総合的見直し)

- ・本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ・経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を活用し、平成27年1月に抑制された昇給を、若年層を中心に1号俸回復

## ○平成30年度

(ベア関係)

- ・官民較差 (0.16%、655円) 解消のため、初任給・若年層に重点をおいた俸給月額の上上げ
- ・勤勉手当を0.05月分引上げ

(その他)

- ・宿日直手当額を引上げ (普通宿日直：+200円、医師当直：+1,000円等)

## ○令和元年度

(ベア関係)

- ・官民較差 (0.09%、387円) 解消のため、初任給・若年層の俸給月額の上上げ
- ・勤勉手当を0.05月分引上げ

(その他)

- ・住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ (12,000円→16,000円)、その原資を用いて手当額の上限を引上げ (27,000円→28,000円)

## ○令和2年度

(ベア関係)

- ・民間給与との較差 ( $\Delta 0.04\%$ 、 $\Delta 164$ 円) が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を見送り
- ・期末手当を0.05月分引下げ
- \*これらの結果、職員の平均年間給与が9年ぶりに減少 (給与減額支給措置による減少は除く) (平均 $\Delta 2.1$ 万円 ( $\Delta 0.3\%$ ))

## ○令和3年度

(ベア関係)

- ・民間給与との較差 (0.00%、 $\Delta 19$ 円) が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を見送り
- ・期末手当を0.15月分引下げ
- \*令和3年度の引下げ相当額は、令和4年6月期期末手当から減額することで調整

## ○令和4年度

(ベア関係)

- ・官民較差 (0.23%、921円) 解消のため、初任給・若年層の俸給月額の上上げ
- ・勤勉手当を0.10月分引上げ

(その他)

- ・博士課程修了者等の処遇を改善するため、初任給基準を改正 (令和5年4月から実施)